

第6回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 午前9時34分から10時0分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎			
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎	
	3番	高田 真盛	5番	小山 幸良	
	6番	中之藪 堅二郎	7番	寺内 秀昭	
	8番	福 富久	9番	中畠 一三	
	10番	上山 幸夫			

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	上妻 亜紀
ハ.	野里 一則	ニ.	小脇 尚武
ホ.	雨田 俊哉	ヘ.	原田 晃生

4. 欠席委員

農業委員	4番	黒木 りか
------	----	-------

農地利用最適化推進委員(順不同)

ト.	片板 大作	チ.	崎田 善昭
----	-------	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第6号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員議席番号4番 黒木りか委員。
農地利用最適化推進委員 片板大作推進委員、崎田善昭推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 議長 ただ今から、第6回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号2番 砂坂浩一郎委員、3番 高田真盛委員を指名します。
- 議長 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第6号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画（案）の承認についてです。令和6年1月31日を公告日とする農用地利用集積計画、農地中間管理権5件を定めたいので、承認を求めるものです。
3ページをお開きください。
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。公告年月日は令和6年1月31日、存続期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間で5件です。
資料は4ページをご覧ください、内訳書です。
整理番号1番、南種子町〇〇××番地、A・52歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でサトウキビを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は6ページから添付しております。
整理番号2番、南種子町〇〇××番地、C・57歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Dが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか2筆、地目は全て田、面積は3筆合計●●㎡で水稻を耕作します。

賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は8ページから添付しております。

整理番号3番、南種子町〇〇××番地、E・86歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・44歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか1筆、地目は全て畑、面積は2筆合計●●㎡でサトウキビを耕作します。この内、△△××番については、面積●●㎡となっておりますが、面積●●㎡のうち、●●㎡になります。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は10ページから添付しております。

整理番号4番、東京都練馬区〇丁目〇〇番××号、G・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・44歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でサトウキビを耕作します。権利の種類は使用貸借権、期間は5年の新規設定です。図面は13ページから添付しております。

整理番号5番、鹿児島市〇丁目〇〇番××号、H・90歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・63歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか7筆、地目は全て田、面積は8筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は15ページから添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、質疑はありませんか。

（「はい。」の声あり）

5番委員 事務局 えっとGさんの賃借料はどうなっているか。

事務局 賃借料ですが、ここは使用貸借となっておりますので、無償になります。

5番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：J、
譲受人：Kを議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。
資料の18ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、所有権移転1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 J。

譲受人が 南種子町〇〇××番地 Kです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は20ページから添付しています。

この件につきましては、1月12日の現地調査により耕作等について確
認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに
補足説明をお願いします。整理番号1番、1番委員。

1番委員 それでは説明します。譲渡人：J、譲受人：Kですが、2人の関係性は
ありません。それから経営面積が〇反〇畝となっていますが、この内訳が
甘薯が〇〇アール、キビが〇〇アールくらいです。兼業農家ということ
ですが、畑には雑草の1本もなく立派な経営をしております。なお、購入後
の後作には甘薯を作るということです。先ほど事務局の説明があったとお
り、条件はすべて満たしていますが、現地調査の結果、価格がちょっと高
いんじゃないかという質問がありました。これは2、3年後に息子が2
人いるので、家を造りたいということです。以上です。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありません
か。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のよう
ですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、貸人L、借
人：Mを議題にします。それでは、事務局より議案第3号の説明をお願い
します。

事務局。

事務局

資料の 25 ページをお開きください。

資料の訂正をお願いします。「譲渡人・譲受人」となっておりますが、これを「貸人・借人」に、訂正願います。

それでは説明します。

議案第 3 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が 1 件です。

資料を読み上げます。

整理番号 1 番。貸人が、南種子町〇〇××番地 L。

借人が、南種子町〇〇××番地 M です。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部。地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和 6 年 2 月から令和 6 年 3 月までの 2 ヶ月間。

転用目的は現場事務所及び資材置場です。

転用事由の詳細としましては、「県発注の水路工事の現場事務所設置・材料置場として使用するため」とのことです。

周囲の状況につきましては、東側に集落があり、申請地北側は町道に面しております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、現状のまま使用するが、隣接農地に被害が及ぶことのないよう、十分留意することです。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第 2 種農地」の「その他の農地」に該当し、使用貸借権による一時転用となります。参考資料は 26 ページから添付しています。

この件につきましては、1 月 12 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番、9 番委員。

9 番委員

すみませんが、当日私が不在でしたので、代わりにイ推進委員に説明をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長

はい。よろしく申し上げます。

イ推進委員

はい。9 番委員から依頼がありまして、私の方より説明いたします。貸人の L さんに聞き取りをして報告いたします。

現在、畑においては集落内にありまして、角を埋め立てて、農地に利用しています。それで年に 2 回ほど草払いをして、そして〇〇農道の改修工事の現場から近いということで、昨年 12 月の暮れに M さんの方から依頼があり貸したという報告を受けました。以上です。

議長

説明が終わりました。

議長

以上で説明を終わります。これから議案第 3 号の質疑に入ります。質疑

はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定しました。

議 長 議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人：Nを議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。

事務局。

事 務 局 資料33ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、件数は1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 N。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については年月日不詳です。

現況としましては、『農業用倉庫が建築されており、宅地状態となっている』とのことです。

参考資料は34ページから添付しております。

この件の内容につきましては、1月12日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、担当は9番委員ですけれども、当日欠席のためイ推進委員、お願いできますか。

イ推進委員 はい。この件についても私の方より説明いたします。Nさんの土地に並行して35ページの地図をご覧になればわかりますが、ここに倉庫があります。その倉庫は現在Oさんが利用しております。この倉庫においては、土地はNさんの土地になっているということで、調べた結果本人の土地ではないが、以前はPさんという東京の方が所有してしまっていて、その土地を名義変更しないままの状態、昔口約束で売買した土地ということになっていました。今回地籍調査が入り、倉庫が建っているということで調

べた結果、Nさんの土地になっているということで、現在Nさんの方からOさんにもう土地は要らないからということで、その土地の中にOさんの倉庫が建っていることから、名義変更をOさんの方でしてくださいということでございます。よろしいですか。

議長 長 はい。ありがとうございます。9番委員から何かありますか。

9番委員

この土地の件ですけれども、現地を見た方はわかると思うんですけど、本人が作っている育苗のビニールハウスとあと農地が少しあります。倉庫はOさんのお父さんが造った倉庫だと思いますけど、Nさん本人はOさんの土地だと確信しておりましたけれど、地籍をしてみればその土地はNさんの名義になっているということで、今回名義変更することになりました。残りの土地については、名義変更済みです。以上です。

議長 長 ありがとうございます。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。（「異議なし。」の声あり）

議長 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇地内 48筆を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の37ページをお開きください。

議案第5号は農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が南種子町〇〇××番地 Q。

土地の所在は南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●㎡。ほか田が4筆、畑が43筆で、合計48筆。地積合計は●●㎡になります。参考資料として41ページから現地調査の図面を添付しておりますのでご覧ください。

この48筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、1月12日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。

以上で議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。ご審議方よろしくお願いま

す。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。1月12日の現地調査の結果、農地部長より感想ありませんか。

農地部長 ないですけど、かなり現地は山林化していて、狭い土地が沢山あり回復するのも困難な状況だと思われます。今後も耕作者が現れるのはかなり困難だと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ほかに現地調査に立ち会った方で感想はございませんか。

質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、第6回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。

